

部落差別 解消推進法 が 施行されました



2016年(平成28)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。同法では、現在もなお**部落差別が存在すること**を認めた上で、国に対し、部落差別の解消に関する施策を講ずるほか、相談体制の整備、教育・啓発および実態調査の実施を定め、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めています。

部落差別(同和問題)は、歴史的な発展過程で形づくられた**日本固有の重大な人権問題**です。「被差別部落」「同和地区」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。

部落差別(同和問題)は差別される人の問題ではなく、差別する私たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識をもって行動することが大切です。

ふくい けん けんこう ふくし ぶ ちい き ふくし か じん けんしつ
福井県健康福祉部地域福祉課人権室

0776-20-0328



音声コード

部落差別(同和問題)について 正しい理解を

部落差別(同和問題)は、歴史的な発展過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。

あなたの子どもや親しい人が、結婚や就職する際、身元調査をされたらどう思いますか。出身地を理由に断られたら、納得できますか。

部落差別(同和問題)は差別される人の問題ではなく、差別する私たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識をもって行動することが大切です。

部落差別(同和問題)は具体的にどんな形で現れるのでしょうか

「結婚相手のこと、ちゃんと調べた方がいいよ。」

結婚の際、身元調査をされたり、出身地等を理由に差別を受けたりする。

「あなたの出身地はどこですか。」と、採用試験の面接でたずねられる。

就職の際、出身地等を理由に不採用になったり、職場で不公平な差別を受けたりする。

「〇〇△△は部落出身者だ。」と落書きされたり、インターネット上に書き込まれたりする。

インターネットの匿名性を悪用し、同和地区を誹謗中傷する差別的な書き込みをされたり、同和地区の地図や写真などが掲載されたりする。

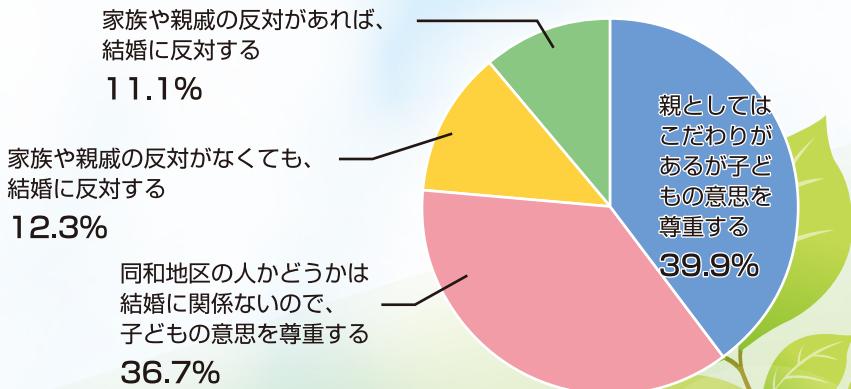
「マンションを建てるには、この地域は不適当ですよ。」と避けられる。

都市開発やマンション建設に際し、特定地域での差別調査が行われたり、不動産売買において同和地区の物件を忌避するという土地差別が行われたりする。

参考) 同和地区出身者との結婚に対する県民の意識（令和4年度人権問題に関する県民意識調査より）

問【既婚のみ回答】

仮に、あなたのお子さんが結婚や交際しようとする相手が、旧同和地区出身者であれば、あなたはどうしますか。お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください。
(1つ選択)



部落差別(同和問題)解決のための本県の取組み

昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法等に基づいた特別対策が実施され、県政の重要施策として同和地区の生活環境等のハード面の整備が改善されました。特別対策終了後は、一般対策の中で必要な施策を実施してきました。

現在、同和問題に関する偏見や差別意識の解消を図るソフト面の事業を、学校教育、社会教育、企業等に対して推進しています。



音声コード

部落差別(同和問題)について
詳しくはこちらから

